

令和 2 年

第 5 回 大 磯 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

日 時 令和 2 年 5 月 2 5 日 午前 1 0 時から

場 所 大磯町保健センター 2 階 研修室

1 出席委員

1 番 西 方 敬
2 番 柳 田 三千夫
3 番 二 宮 賢 一
5 番 野 崎 健 一
6 番 今 井 正
7 番 福 島 啓
8 番 吉 川 京 男

9 番 竹 内 浩
1 0 番 近 藤 剛 司
1 1 番 鈴 木 洋 有
1 2 番 石 井 雅 浩
1 3 番 安 池 雅 美
1 5 番 青 木 貞 治
1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 11 号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第 12 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和2年第5回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、5番野崎健一委員と6番今井正委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第11号を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第11号は議案書1ページ及び2ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから3ページをご覧ください。

大磯町長より令和2年5月15日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

最初に議案第11号1番について説明します。

事務局 《議案第11号1番を朗読・説明》

書記 議案第11号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、既に二宮町や中井町で露地野菜やミカンの自然栽培を行っている若手の新規就農者で、耕作放棄地となっている当該農地でマコモタケの栽培を希望しています。耕作放棄地を活用することで農地の有効利用が図られると考えられます。

なお、5月14日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の西川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第11号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の西川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（西川） 推進委員の西川です。議案第11号1番の農地について、5月14日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、耕作放棄地となっていますが、マコモタケを栽培することで農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、耕作放棄地の有効利用が図られるとのことです。

では議案第11号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 マコモタケを栽培したいとのことですが、新規就農者はどういう方ですか。若い方ですか。

書記 県が新規就農者のために用意した住居で暮らしている40代の方で、農作業も仲間の方たちと協力して行っているそうです。大磯町でマコモタケを栽培していることを知って、栽培に興味を持たれたようです。

委員 借りる農地の1筆の地目が畑の農地がありますが、マコモタケの栽培に必要な水の確保はできるのですか。

書記 この場所は棚田として使用されていた農地で、山からの切り出し水が通る水路があります。また、耕作をされていた農家の話では水の確保が困難な場合は農地下の農道沿いにある水路から水をポンプアップすることで水を確保していたそうです。

委員 農地の中にいくつか木が植えられているようですが。

委員 以前は水田として使用されていましたが、農家が亡くなってから耕作放棄地になって、恐らく鳥によって運ばれてきた種により木が生えてしまったのだと思います。

委員 木を植えたというわけではないのですね。

委員 今日現在、3名くらいで作業されて、木は伐根されて草刈りがされてきれいになっていました。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第11号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第11号1番は原案とおりの決定いたしました。

次に議案第 11 号 2 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 11 号 2 番を朗読・説明》

書記 借り手は、既に平塚市や二宮町で露地野菜やミカンの自然栽培を行っている若手の新規就農者で、耕作放棄地となっている当該農地でマコモタケの栽培を希望しています。耕作放棄地を活用することで農地の有効利用が図られると考えられます。

なお、5 月 14 日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の西川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第 11 号 2 番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の西川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（西川） 推進委員の西川です。議案第 11 号 2 番の農地について、5 月 14 日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、耕作放棄地となっていますが、マコモタケを栽培することで農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、耕作放棄地の有効利用が図られるとのことです。

では議案第 11 号 2 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 11 号 2 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 11 号 2 番は原案とおり決定いたしました。

次に議案第 11 号 3 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 11 号 3 番を朗読・説明》

書記 議案第 11 号 3 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

借り手は、昨年到大磯町に転入してきた農家の方で、既に当該農地の隣接農地で営農を行っています。農協の組合員になって露地野菜を出荷するためには10アール以上の耕作面積が必要なので、今回、隣接する当該農地を借りることになりました。

なお、5月14日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第11号3番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第11号3番の農地について、5月14日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を貸すことで農家の営農拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農家の営農拡大と地域の農業振興が図られるとのことですが。

では議案第11号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この農家は農協の組合員になるために農地を更に借りたいとのことですが、何歳くらいの方ですか。農地拡大をしてもしっかりと営農はされるのでしょうか。

書記 大磯町に転入する前は愛知県で農業をされていた70代前半の夫婦の方です。愛知県でも20アール程度の耕作を行っていたので問題はないと考えられます。

委員 議案第11号1番から3番の借地期間が全て1年ですが、長期契約だと地主さんが不安だからでしょうか。

書記 農地を借りる方が地元の方で認識がある訳ではないので、農地所有者からすれば長期契約をしても途中で耕作を放棄してしまうことがあるのではないかと不安があることは否めません。そういったことを考慮して、新規就農の場合など取り敢えず1年間の営農状況を見させていただいてから、次回から長期契約をする方式をとっています。

議案第11号1番と2番については、新規就農者が初めてマコモタケの栽培をするということで1年間とさせていただきました。栽培の状況を見て、翌年から継続して栽培を希望する場合は、長期契約をすることになります。また、3番の件については、農地所有者から1年間の営農状況を見させていただき、しっかりとできるなら長期契約をしたいとの要望がありましたので1年間となっています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第11号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第11号3番は原案とおりに決定いたしました。
なお、議案第11号1番から3番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第12号を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第12号について説明いたします。議案書の3ページ及び4ページをお開きください。

事務局 《議案第12号を朗読》

書記 農地の下限面積につきましては、農地法第3条第2項第5号に基づき、都府県は50アールとなっていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積とするとされています。

また、農地法施行規則第17条において農林水産省令で定める基準が示されていますが、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上で、かつ、定めようとする面積未満の農家数が、総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることとされています。

大磯町では、50アールから100アールを経営する農家が1番多いのですが、下限面積を引き上げると新規参入が容易でなくなり、反対に下限面積を下げると、谷戸部が多い当町では、農地所有者が多数で、集約化が難しく、新規参入が促されても農地管理が適正に行われないと小規模で乱雑な農地が残ってしまう可能性があります。また、違法的な農地造成や転用が行われる危惧もあります。

今回、事務局としては、平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから、前年度と同様、下限面積の変更を行わないと判断しました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、下限面積の見直しは長所もあれば短所もあるということです。

今回については、農地基本台帳において管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の概ね4割であるため、現行の下限面積40アールの変更は行なわないとのことです。

これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 大磯町以外の最低下限面積はどうなっていますか。

書記 平塚市と秦野市が40アール、伊勢原市は大山地区が20アールでそれ以外は30アール、二宮町25アールとなっています。

委員 最低下限面積についての詳しい資料がありましたら次回に頂きたいのですが。

書記 では、6月の総会時に配布させていただきます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第12号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項ですが、報告第1号から報告第3号について、一括して取り扱いますので、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 今年度の町の有害鳥獣捕獲処理業務委託について、次回の総会の時に担当課より説明を聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 事務局で手配できますか。

書記 産業観光課に職員の出席を会長名で依頼させていただいてもよろしいでしょうか。

議長 よろしくをお願いします。

議長 それでは以上をもちまして令和2年第5回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後 2 時 17 分)